

【教 育 委 員 会 編】

1. 不就学者ゼロをめざして

(1) 日本の教育制度と外国人の受入

我が国の法令において、外国人の子どもに対する教育についての定めはない。

外国人の子どもの義務教育諸学校への就学については、「昭和40（1965）年12月28日付け文初財第464号、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事あて文部事務次官通達」に基づいて運用されている。同通達で、文部省は在日韓国人の学齢相当の子どもを保護者が公立の義務教育諸学校に子どもの入学を希望する場合に、市町村の教育委員会は入学を認め、保護者に対し入学の申請をさせること、入学期日を通知すること、授業料は徴収せず、教科書も無償とすることとした。また、永住を許可された大韓民国国民以外の朝鮮人についても、公立の義務教育諸学校において教育を受けることを希望する場合には、永住を許可された大韓民国国民と同様の取扱いとすることとしている。

その後、昭和54（1979）年に我が国が「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和54年条約第6号）」を批准したため、同規約第13条第1項及び第2項に基づき、我が国に在留する学齢相当の外国人児童生徒の保護者が当該児童生徒の公立の義務教育諸学校への入学を希望する場合に、日本人の子どもと同様に無償の教育が受けられる機会を保障することが義務付けられた。

また、平成3（1991）年に結ばれた日韓覚書を受け、文部省は「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協議における教育関係事項の実施について（平成3（1991）年1月30日付け文初高第69号、各都道府県教育委員会教育長あて文部省初等中等教育局長通知）」を出した。この通知では、都道府県教育委員会を通じて、市町村教育委員会は公立の義務教育諸学校への入学を希望する在日韓国人がその機会を逸することのないよう、その保護者に就学案内を発給することとしたほか、在日韓国人以外の外国人についてもこれに準じた取扱いをするよう要請している。

つまり、外国人の子どもには就学義務は課せられていないが、保護者が通学を希望する場合は、無償で受け入れ、基本的に日本人と同様の教育を提供するということになっている。保護者の希望の有無及び国籍の有無にかかわらず、子どもが適切な教育を享受することは当然のこととして、外国人児童生徒の受入体制の整備を行いたいものである。このことが不就学者ゼロをめざす第一歩と考えたい。

(2) 就学案内

平成21年7月15日に、外国人住民について正確な情報を把握し、住民の利便性を向上させるため、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が公布された。（施行時期は改正された平成21年7月から約3年後を予定している。）これにより、現行の外国人登録制度は廃止され、正規に滞在している外国人住民について住民票及び住民基本台帳が作成されることになる。一方で、外国人住民がその保護する子を日本の公立の義務教育諸学校に入学させることを希望する場合には、無償で受け入れるという方針については、今回の改正にかかわらず変更はない。

① 幼稚園・保育園（所）との連携

毎年11月前後に、各市町村教育委員会は就学時健康診断を実施する。教育委員会は、電算処理された就学予定者名簿に基づき、各家庭に実施の通知の葉書を発送する。このとき、外国人登録を済ませている保護者の子どもが就学予定者名簿に記載されているので通知が届くことになる。ところが、その名簿に記載されていない外国人児童には通知が届かないことになる。こ

これは、外国人保護者が居住地を変更したにもかかわらず新たに移り住んだ市町村に変更登録をしない場合に起こりうることであり、その子は不就学となる可能性がある。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行後の流れとしては、空港等で法務大臣より交付された「在留カード」を、住所を定めた後、市町村に提示し転入の届けをすることになる。この手続きにより、外国人は日本人と同様に住民票が作成されることとなる。しかし、転居した場合に住民票の移動手続きを怠ると、転居先の市町村教育委員会の就学予定者名簿に載らないことが考えられる。

そこで、教育委員会は、不就学児童を出さない対策として、幼稚園や保育園（所）との間に連絡会議などを設け、定期的な会合を持ち情報交換や情報を共有し、保護者に積極的に働きかけるなど、不就学児童への対応を講じていくようにする。

なお、就学予定者の子を持つ外国人家庭に対しては、就学時健康診断の実施の通知だけでなく、文部科学省発行の『外国人のための就学ガイド～日本の学校への入学手続きについて～』も同封すると親切である。

② 外国人を雇用する企業との連携

市町村内に外国人労働者を受け入れている企業がある場合、各教育委員会はそれら企業を訪問し、人事担当者等と面談し情報交換に努めるとともに、積極的な就学案内をお願いしたい。仮に外国人労働者の母語の入学案内が必要となった場合、前述の文部科学省の『外国人のための就学ガイド～日本の学校への入学手続きについて～』を外国人に渡すことも有効であろう。このパンフレットは韓国・朝鮮語、ヴェトナム語、中国語、スペイン語、フィリピン語、英語、ポルトガル語の7言語が用意されており、さらに詳しい就学案内は文部科学省ホームページに公開されている。

また、千葉県教育委員会では、同じ内容のパンフレットをペルシャ語、アラビア語、インドネシア語、ウルドゥー語、タイ語、ヒンディー語、ベンガル語、マレー語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、ロシア語の12言語に翻訳している。ぜひともご活用いただきたい。

(千葉県教育委員会ホームページの「外国人等児童生徒受入れ」のバナーをクリックする)

③ 自治会、各種相談所（員）、国際交流団体等との連携

児童福祉法に規定される要保護児童の適切な保護を図るために、各市町村では「要保護児童対策地域協議会」を設置しているところである。この事務局は、各市町村の児童家庭課や家庭児童相談室などに置かれている場合が多い。協議会の構成は市町村によって異なるが、おおむね、警察署、児童相談所、健康福祉センター（保健所）、市町村の保健福祉関係部門、教育委員会、青少年センター、消防本部、校長会、医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、保護司連絡会、弁護士、人権擁護委員、中核地域生活支援センター等々の代表者であり、その下部組織として「実務者会議」が位置付けられている。この実務者会議は、ほぼ月に1回程度開催される。そして主な活動として、

- ・ 要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- ・ 要保護児童及びその保護者に対する支援内容に関する協議等

を行っている。

この実務者会議では家庭児童相談室のケースワーカーや家庭児童相談員、主任児童委員が中心となり活動しているが、当然、未就学児や不就学児童生徒、不登校児童生徒への対応も行う

ているところであり、それらの情報も必然的に集中してくる。

したがって、家庭児童相談室との連携を密にし、情報を共有することは、不就学者ゼロをめざすための有効な手段となる。

(3) 入学（編入学）の手続き

① 市役所・町村役場での手続き

市町村の市民課（住民課）の窓口外国人が外国人登録や居住地の変更申請の手続きのために来られた場合、その外国人が日本語をまったく話せないことがある。このときは、国際交流課職員等の通訳や応援を要請し、本人の不安を軽減させるような対応を心がけるようにしたい。また、申請書類等は、英語、中国語、韓国・朝鮮語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語などのものが用意されていると大変よい。

さて、窓口では就学適齢者の有無を確認する。就学適齢者がいれば、保護者に日本の学校に入学（編入学）させるかどうか意思確認をする。入学（編入学）させる意思があれば、教育委員会での就学手続きが必要であることを伝え、案内を確実にし（教育委員会が離れたところにある場合は案内の地図があるとよい）、併せて、教育委員会担当課に電話連絡をしておく。

② 教育委員会での説明

外国人登録者が、就学手続きに教育委員会の窓口に来られたら、教育委員会の裁量にもよるが、保護者とよく相談のうえ、学校や学年を決定していく。このとき当該児童生徒に不利にならないような配慮も必要となる。例えば、中学生の場合、外国人の特別入学者選抜で千葉県公立高等学校の入試に臨むとき、来日3年以内という募集資格の要件があることに注意を払っておくことが必要である。（p. 35 参照）

また、当該児童生徒の受入及び適応がスムーズとなるような配慮、そして日本語を習得させるための日本語指導補助者、あるいは通訳補助者の派遣が可能かどうかを国際交流協会等に打診することも必要となろう。

さらに、当該児童生徒が保護者と同伴の場合、千葉県教育委員会が制作したDVD『ようこそちばの学校へ』の視聴もお願いしたい。日本の学校文化等の理解に役立つものと思う。

そのほか市町村に特有の制度等があれば併せて説明しておく。

教育委員会は、決定した学校へ当該児童生徒が入学（編入学）することを通知するとともに、保護者及び当該児童生徒の不安軽減のため必要に応じて、入学（編入学）日に通訳補助者の派遣をする旨伝えておくこともよい。

(4) 不就学児童生徒への対応

① 不就学児童生徒の問題

保護者の経済的な理由、保護者の無理解（例えば弟妹の子守をさせるなど）、あるいは受入がうまくいかず不登校になってしまった、などの理由により学校に行けなくなってしまう外国人児童生徒も存在する。このような児童生徒を放っておくことはできない。保護者に対して就学の督励をしていく必要があるし、先に述べた要保護児童対策地域協議会の「実務者会議」にケースとして扱うよう依頼し、継続的な見守りをお願いすることも考えられる。

教育委員会は、把握している不就学児童生徒の保護者に対して、例えば、「日本に永住することを希望するのであれば日本の義務教育を受けることによって児童生徒の将来の展望が開

ける」などと説得し、就学の働きかけをしていくようにする。

また、経済的な理由により学校に行けないのであれば、就学支援の方法もあることを説明していく。

② 中学校夜間学級、中学校卒業程度認定試験

保護者及び中学校、教育委員会、関係諸団体の努力にもかかわらず何らかの理由により日本の中学校を卒業できない外国人生徒が出てくる可能性もある。中学校の卒業資格が必要となろうが、救済の方法としては2通りある。一つは、夜間学級へ転編入学し卒業する方法、もう一つは中学校卒業程度認定試験により卒業資格を得る方法である。

千葉県内には市川市立大洲中学校に夜間学級がある。入学資格等については、

- ア) 市川市の住民であることを原則とします
- イ) 中学校を卒業していないこと
- ウ) 中学校就学義務年限を越えていること
- エ) 中学校就学に支障のないこと
- オ) 市川市以外に居住する千葉県民で市川市内に身元保証人のある者、又は市川市以外に居住する千葉県民で当該市町村教育長の副申のある者。

となっている。

いずれにしても、本人の中学校を卒業したいとの強い向学心が必要となろう。詳しくは、市川市教育委員会義務教育課へ問い合わせをお願いしたい。

中学校卒業程度認定試験は国が行う試験で毎年11月初旬に実施される。受験資格の(4)には、日本国籍を有しない者で、その年度の3月31日までに満15歳以上になるもの、とある。試験科目は国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科で、内容はこれらを履修した程度としている。願書受付期間は8月下旬から9月上旬の2週間程度の期間であること、試験会場は各都道府県内に設けられること、試験は無料であることなどの外に、出願書類等の詳細については、千葉県教育庁指導課に問い合わせをお願いしたい。

2. 学校への支援

(1) 入学(編入学)までの受入支援

受入時に学校では、まず保護者及び当該児童生徒と面接を行う。児童理解のためには欠くことのできないものである。このときに母語話者の通訳補助者(ボランティア)の同席があれば保護者・当該児童生徒は安心するであろうが、市町村の実情により必ずしも派遣されるとは限らない。このような場合、少しでも不安を解消させるために教育委員会担当者の同席が望まれる。学校側の出席者は、校長(教頭)、担任、であろうか。日本語指導担当教員が配置されていれば必ず同席する。

教育委員会でDVD『ようこそちばの学校へ』を視聴していなければこの時点での視聴もよい。

学校では保護者及び当該児童生徒と面接をする中で、日本の学校制度についても保護者の母国の教育制度と比較しながら説明をしていく。このとき、千葉県教育委員会が作成した『母国の教育事情』は大変役立つものと思う。

保護者に各種調査票の記載・提出の依頼をするが、何といても重要になる調査票が「外国人児童生徒個人カード」である。以下に示してみよう。(巻末資料 p. 30 をコピーして使用可)

外国人児童生徒 個人カード

平成 年 月 日 記入者 ()

フリガナ			性	生年月日	年齢	児童生徒区分
児童生徒名			男	平成 年 月 日	歳	中国帰国児童生徒
通称名			女	(西暦 年)		外国人児童生徒
国籍		使用言語		来日目的	永住・一時滞在	
出身国		来日 年 月 日		編入・転入	年 月 日	
日本の学年		現地での在籍校・学年		校 学年		
日本語能力	聞く 話す	1. 全くわからない 2. あいさつができる 3. 簡単な指示ができる 4. 簡単な会話ができる 5. 会話は十分できる		読む 書く	1. 読み書きができない 2. かなが読める 3. 簡単な漢字が読める 4. ひらがなが書ける 5. 簡単な漢字が書ける	
出身国での 教育環境 就学歴等				健康 状況		
日常生活上 の問題点等						
フリガナ			続柄		職業	
保護者名			国籍		ビザの種類	
通称名			使用言語		日本語	可・不可
住 所	Tel					
緊急連絡先	Tel					
家族構成						
(日本語のできる人に○)						
フリガナ			続柄		使用言語	
引取人名			国籍		日本語	可・不可
住 所	Tel					
備 考						

井上 恵子 (『外国からの子どもたちと共に』より)

この個人カードの内容には個人情報が多く含まれているので、教育活動以外には使用しないことをきちんと保護者に伝え、了解を得る必要がある。

さて、学校が行うことで最も重要なことは、当該児童生徒の日本語を聞く、話す等の能力がどの程度であるか、を判断することであろう。これによって、日本語指導の体制づくりや教育計画づくりがスタートするのである。

日本語指導担当教員が配置されていれば、日本語教室での指導体制や教育計画づくりがスムーズに進むと思われるが、配置されていない場合は、コーディネーター役としての担当者に負うところが大きい。

続いて、当該児童生徒を受入学級で紹介することになるが、ここでも受入がスムーズに行くような配慮が必要となろう。学級の児童生徒にはあらかじめ、「今度、〇〇国から◎◎さんが入ってきます。日本語は話せませんが、皆さんと一緒に勉強したい、という強い気持ちを持っています。分からないことが多いと思いますが、やさしく教えてあげてください。」といったコメントを発達の段階に応じた表現で伝え、歓迎ムードを高めることも意義あることであろう。できれば◎◎さんの母語の簡単な日常会話集を児童生徒に配付して利用させることも考えたい。このような日常会話集の収集も視野に入れた教育委員会の活動の展開が望まれる。「帰国・外国人児童生徒学習支援相談室」ではこのような資料の収集が進んでいるので相談に応ずることができる。

<相談窓口>

帰国・外国人児童生徒学習支援相談室 TEL：043(271)2512 FAX：043(271)2513
メール：chiba-eofc@palette.plala.or.jp

(2) 人的支援

日本語教室での指導は、聞く、話す、読む、書く能力を高めるための有効な指導形態である。日本語指導担当教員が配置されていればよいが、現状では配置されていない学校のほうが多い。小学校にあっては加配教員や教頭、教務主任が行っているケースが多いようである。また、中学校では、国語、英語の担当教員が日本語指導に当たることが多く見受けられ、中にはALTが参加している学校もある。校長先生の強いリーダーシップのもと、各教師の「かけがえの無い子である」との教育愛や認識に支えられて実践されているのが現状である。

しかしながら、これだけでは限界があろう。通訳補助者、日本語指導補助者等の派遣が必要となるときもある。

このような現状を鑑み、派遣事業の予算化を行い日本語指導補助者等を各小中学校に派遣し成果をあげている教育委員会もある。しかしながら、すべての市町村でこのようなことを望めるわけではない。国際交流協会等の日本語指導補助者等のボランティアに支援をお願いするケースが年々増えてきている現状にある。

(3) コーディネーターとしての支援

教育委員会は、各学校のニーズに応じ通訳補助者、日本語指導補助者等の派遣に関する連絡調整や外国人児童生徒の受入体制に関する情報提供、さらには、教職員の資質の向上に係る各種研修会の企画・運営など、可能な限り多方面にわたる施策の展開が望まれるところである。

3. 社会教育による支援

学校において、日本語指導担当教員や指導補助者により、帰国・外国人児童生徒の適応指導及び日本語や教科学習の指導が行われることが望ましいが、現状では、週数時間の指導を確保するのがやっとという地域が多く、十分とはいえない。

帰国・外国人児童生徒の早い適応を促すためには、学校内だけでなく地域社会での日本語及び学習指導の支援体制を整備することは、大変有効である。

地域と連携することにより、児童生徒の学習成果だけでなく、多様な教育的効果を期待することができ、国際理解も推進される。

(1) 放課後、休日の適応・日本語教室

来日間もない児童生徒については、最初の1～2か月間、集中的な初期指導を行うことが効果的である。

学校と相談をして、授業のあとの30分～40分間、あるいは、土曜日など、空き教室などを利用して、日常生活や学校生活に適応するための日本語を身に付ける場を設けるよう努める。

指導については地域の日本語ボランティアなどの協力を仰ぐことができるよう、日頃から連携・協力体制をつくっておくことが大切である。日本語・語学ボランティアは、千葉県国際交流センター、市町村国際交流協会等、地域の日本語教室の協力を得て紹介していただくとよい。

また、児童生徒及び保護者に、地域で開催している日本語ボランティアによる子どものための日本語教室や学習支援教室を紹介し、参加の橋渡しをする。

千葉県国際交流センターのホームページにある「あなたの町の日本語教室」を参照し、個々の教室の「レベル・対象」を確認して、子どものための日本語教室を紹介するとよい。

これらの教室では、日本語指導や、教科の補助指導をするだけでなく、児童生徒に日本文化紹介や社会見学などのイベントを実施しているところもあり、楽しみながら様々なことを学ぶだけでなく、子どもたちの心の解放の場ともなっている。

＜県内の主な子どものための日本語教室＞

千葉県国際交流センターのホームページにある「子どものための日本語学級」参照

<http://www.mcic.or.jp>

（２）長期休業中における適応・日本語教室

長期休業中、家庭において特に母語でコミュニケーションをしている児童生徒は、日本語を使う機会が少なく忘れてしまいがちである。休業期間中に日本語を使い、仲間と集い、楽しく過ごせる機会を設けることは、児童生徒にとって日本語学習の面だけでなく、メンタルな面でも大変有効である。

また、国際交流協会や地域の日本語教室などと連携して、外国人児童生徒が楽しみながら日本語に親しむことができるイベントを開催することなども、よい思い出になり、学習意欲の向上に繋がる。

外国人児童生徒が主役になれるような、母国の紹介、日本語のスピーチ大会や、スポーツ大会なども考えられる。

すでに公民館や学校で、日本語ボランティアや大学生が短期集中日本語教室を開催している地域では、学校に周知して児童生徒に参加を促すための支援をする。

＜実施例＞

夏期集中講座 市川市 八千代市 船橋市 柏市 松戸市 千葉市 佐倉市 など

（３）国際交流機関、大学等との連携

① 国際交流機関との連携

千葉県では千葉県国際交流センターをはじめ、県内 32 市町村に国際交流協会等が設置され、国際交流の推進、在住外国人市民の支援などを行っている。

外国人向けの情報の提供をはじめ、語学（通訳・翻訳）ボランティアや日本語指導ボランティアの登録制度を持ち、依頼に応じてボランティアを紹介しているところが多い。

千葉県国際交流センターでは、日本語ボランティア講座を開催し、外国人が日本語を学習する手助けをするボランティアを育成している。

また、日本語が理解できない児童生徒や保護者とのコミュニケーションには、母語が話せる通訳が必要であるが、登録制度を持つ国際交流機関にボランティアの紹介を相談することができる。

② 大学との連携

県内の大学と連携を図り、在籍する留学生の協力を仰ぐことも有効である。来日する児童生徒の多国籍化が進む中、国際交流協会に登録のない言語については、留学生に通訳や翻訳を依頼することも考えられる。県内の大学に相談してみるとよい。

帰国・外国人児童生徒の教科学習の支援に当たっては、現役の大学生が力を発揮している。また、日本人学生だけでなく、日本語習得に苦勞をした外国人児童生徒のOB及びOGたちの協力は、子どもたちの将来の目標となり、心の支えとなっている。

ボランティア活動が単位として認められている大学もあり、学生たちの社会参加や国際理解の良き機会ともなっている。

(4) ボランティア、NPO団体等との連携

以上のような支援活動を実施するためには、地域で活動するボランティアやNPO団体との連携が大切である。日本語指導のボランティアの中には、指導のための講座を受け、日本語教師の有資格者も多く、研修などを受けて研鑽に励み、帰国・外国人児童生徒のために協力を惜しまない。また、通訳ボランティアも熱心な協力者であることが多い。このようなボランティア経験者や、これから日本語指導ボランティアをやってみたいという希望者を対象として、具体的な指導法の研修の機会を設定し、ボランティアの資質向上に努めることも大切である。

しかし、学校での放課後・休日学習支援などでボランティアに協力を依頼する際には、子どもたちに与える影響の大きいことを認識し、どう対応するべきか、事前に周知してもらう機会を持つことが望ましい。協力していただくボランティアとは事前に面談して、その人となりを理解した上で、子どもに対応するときの心得や学校との約束事などを周知してもらうよう心がける。

一方、ボランティアを受け入れる学校側は、ボランティアが活動しやすい環境整備を心がけ、活動への理解と協力を促すよう努める。特に、支援のどの部分を担任をはじめとする教職員が担うのか、その上でボランティアには何をお願いしたいのか等、事前に役割分担について話し合いをもつなどして、共通理解のもとに指導に当たりたい。そのためには、ボランティアと学校職員の調整を図るコーディネーターの存在が欠かせない。

支援をしているボランティアやNPO団体とは定期的に会合を持ち、ボランティアの声に耳を傾け、児童生徒の実態を把握し、学校現場に生かすことが大切である。また、ボランティアやNPO団体の支援活動について適宜指導することも必要である。

4. 教材・指導法（体制づくり）の支援

(1) 各種資料の収集・提供

帰国・外国人児童生徒の指導参考資料としては、就学案内、受入適応指導、日本語指導、対訳・翻訳、教師用計画書・指導書等がある。今まで、文部科学省・都道府県教育委員会・市町村教育委員会・学校（大学）・地域関係者・ボランティア・出版社等で資料をそれぞれに作成し、参考になるものが多い。

しかし、学校現場では、資料の存在を知らずに苦労して教材を作成したり、母語対応に追われたりしているのが現状である。

千葉県教育委員会のホームページ掲載の「日本語教材リスト」や帰国・外国人児童生徒学習支援相談室にある資料を参照するとよい。また、ダウンロードして使える資料も増えてきている。

帰国・外国人児童生徒の編入（入学）の際、実態に合った資料を学校に紹介したり、主な教材を教育委員会に何冊か用意しておいたりすれば、あわてずに対応することができる。

① 就学案内資料

日本の学校制度、受入の手引、受験案内等がある。国によって義務教育年数や学校の始まる月が違うので、編入の際、確認する必要がある。文部科学省が7言語の対訳付きで作成し、さらに千葉県教育委員会が12言語を追加翻訳した「就学ガイド」を保護者に示すことにより、

日本の学校についての理解を得られるようにする。

② 受入適応指導資料

日本の日常生活・習慣、日本の学校生活、受入の手引、入学（編入）の手引等がある。千葉県教育委員会作成のDVD『ようこそちばの学校へ』や文部科学省作成の日本語教材『にほんごをまなぼう』等を使い、映像やイラストを通して説明するとよい。

③ 日本語指導資料

直接指導法による日本語指導、媒介語（中国語・英語・スペイン語・ポルトガル語等）を用いた日本語指導、コンピュータによる日本語指導、文字の練習帳、文法練習帳、辞書等がある。

帰国・外国人児童生徒が日本の学校生活に適応し、授業を理解するまでの日本語は、3つの段階に分けられる。第1段階は学校生活の基本的な事柄を理解させ、日本の生活習慣や学校生活への適応を図るための日本語指導、第2段階は学校生活を送る上で基本的に必要な日本語の力を付けさせるための日本語指導、第3段階は学習に必要な日本語指導である。楽しく、より正確に日本語を身に付けるためには、次の5点に留意した教材が有効である。

- ・発達の段階や日本語力のレベルに合わせた教材
- ・学校生活を場面にした教材
- ・聞く・話す・読む・書くという4技能を並行して学習できる教材
- ・絵やイラストを取り入れた教材
- ・いろいろな活動やゲームを取り入れた教材

◎主な日本語指導教材

	資料名	発行機関	レベル	対象	母語対応
1	にほんごをまなぼう	文部科学省	初級	帰国・外国人児童生徒	
2	日本語を学ぼう 2	文部科学省	初級	帰国・外国人児童生徒	
3	日本語を学ぼう 3	文部科学省	中級	帰国・外国人児童生徒	
4	ひろこさんのたのしいにほんご	根本牧・屋代瑛子	初級	帰国・外国人児童生徒	スペイン語
5	こどものにほんご	子どもの日本語研究会	初級	帰国・外国人児童生徒	英語・中国語・スペイン語
6	日本語学級1・2・3	大蔵守久	初級	帰国・外国人児童生徒	
7	にほんごドレミ・ジャンプ	JICA	初級	日系ス語圏年少者	スペイン語
8	Japanese for young people	国際日本語普及協会	初級	小学校高学年～中学生	英語
9	かんじだいすき	国際日本語普及協会	初級	帰国・外国人児童生徒	
10	たのしいがっこう	東京都教育委員会	初級	帰国・外国人児童生徒	22言語

④ 教科対応資料

学習用語集、教科書の翻訳、対訳付教材（算数・理科・社会科・生活科・英語等）、リライト教材がある。

日常会話はできるが、授業についていけない児童生徒にとって、学習用語や学習内容の翻訳及びリライト教材は有効である。

⑤ 対訳・翻訳資料

学校用語・学習用語、家庭への連絡文、保健関係の翻訳等がある。母語を習得してから来日

した児童生徒にとって、日本語に置き換えて言葉を理解することができる。電子辞書やパソコンを活用している学校も増えている。

⑥ 教師用計画書・指導書資料

日本語指導教材のカリキュラム及び指導書、JSLカリキュラム、指導項目表、指導事例集等がある。特に、全く日本語がわからない児童生徒への指導については、指導法を参考にする
とよい。

(2) 日本語指導、日本語教室の運営の指導

帰国・外国人児童生徒数は年々増加し、現在、在籍していなくても、いつ編入してくるかわからないので、国際理解（帰国）教育担当の教員向けの基礎的な日本語指導研修会を開くようにする。

研修会の主な内容としては、帰国・外国人児童生徒の現状、国語の指導と日本語指導との違い、日本語習得の過程、帰国・外国人児童生徒の理解（受入面接・母国での教育等）、日本語指導教材、受入児童生徒への国際理解、校内体制等がある。

さらに、日本語指導教員向けには、具体的な指導法についての研修会を開いたり、他の研修会への受講を勧めたりして、指導力を高めるようにする。

日本語教室の運営については、先進校の例を紹介し、日本語指導担当教員、担任、外部からの母語の話せる補助者や日本語指導補助者等と連携して進められるよう、連絡・調整を図るようにする。

(3) 学校体制づくりの支援

学校現場では、日本語指導担当教員や担任が帰国・外国人児童生徒への指導を一人で抱え込んでしまいがちである。そこで、管理職研修や主任会（国際理解）の場で、帰国・外国人児童生徒への指導は「学校全体」で取り組む課題であることを職員会議等で周知させるよう、働きかけることが大事である。

また、学校からの要請に応じて母語の話せる補助者や日本語指導補助者等を教育委員会から派遣する際、支援方法・支援内容について事前指導をし、事後報告、定期的な研修も補助者の資質向上には欠かせない。

5. その他

(1) 市町村内のネットワークづくり

帰国・外国人児童生徒とその家族は、地域社会を構成する住民である。異なった言葉や文化を携えた住民を、地域全体で受け入れ、相互に理解し合って暮らすことは、多文化共生社会を築く上で最も大切なことである。

地域において、子どもたちにかかわるすべての人々が、子どもたちの将来を思い、子どもたちが基本的な教育を受けられる環境を整えるために協力していくことは大変重要である。そしてこのことは帰国・外国人児童生徒のためだけでなく、すべての子どもたち、住民たちが暮らしやすい社会づくりに繋がっていくのである。

① 校内のネットワーク

校長・副校長・教頭・主幹教諭・担任・日本語指導担当教員・養護教諭・指導補助者・スクールカウンセラーなど帰国・外国人児童生徒と直接かかわる者だけでなく、学校全体で児童生

徒を受け入れる体制整備が基本となる。それぞれの立場で、子どもたちの適応状態、学習状態に気を配り、それについて情報を交換し、対応を相談する場を定期的に持つよう指導する。

② 学校間のネットワーク

教育委員会の主導で、各学校の担当者が集まって、情報を交換し、事例を基に対処について検討する場を設定することが望ましい。

また、帰国・外国人児童生徒担当教員のメールネットワークを作ることは、大変有効である。

② 指導補助者のネットワーク

教育委員会から学校に派遣・紹介している指導補助者（通訳や日本語指導を担当）は、担当する児童生徒も、受け入れる学校の対応も様々で、不安や疑問を抱えながら指導をしている者もいる。学校や教員と十分に話し合う時間もなく、子どもたちや保護者と教員との板ばさみに苦勞する場合もある。

そこで、教育委員会が定期的に指導補助者の声を聞く場を設け、ネットワークづくりに努めるようお願いしたい。

現場に臨んでいる指導補助者が集まり、情報を交換することは、子どもたちにとってどのような対応や指導が適切なのかを考える上で非常に有効である。

また、指導補助者が集まる際に、対応や指導についての研修を実施することにより、意識の高揚と指導力の向上を図ることができる。

④ 保護者のネットワーク

外国人児童生徒の教育で最も重要なのは保護者の理解と協力であることは言うまでもない。しかし、教育熱心な保護者もいれば、働くことに精一杯で、子どもの教育に目が向かない保護者もいる。

また、言葉の壁がネックとなり、保護者と学校とのコミュニケーションに大きな支障をきたし、教員の苦勞の種となっている。

教育委員会には、母語が話せる指導補助者を派遣して対応していただいているが、保護者にとって、最も心強い相談者は、母国出身の方々である。長く日本に住み、日本語が理解できる外国出身者がキーパーソンとなって、日本語が理解できない外国人保護者のよきアドバイザーとなっている例が多い。学校や地域の日本語教室、国際交流協会などから情報を得て、キーパーソンを見出し、協力を得ることは、外国人保護者のネットワークの構築に繋がる。

外国人保護者が顔を合わせる機会を多く作ることもネットワークづくりには必要である。国際交流協会などと協力して、保護者が参加できるイベント、例えば、保護者が主役となって母国の紹介をする国際理解講座や、子どもたちの母語保持教室の創設に参画してもらうなどの企画をしてみるのもよい。

(2) 県内のネットワークづくり

帰国・外国人児童生徒受入の課題は、年々広がりを見せている。何ら対応の必要がない地域・学校が、ある日突然対応を迫られるということは考えられることであり、現に苦慮しているケースがある。また、新たに日本語指導担当になった教員や指導補助者になった方は、指導法をはじめ様々なことで悩みを抱えていることが多い。さらに、すでに日本語指導に取り組んでいる教育委員会、学校、担当者においても、他校・他地域での取り組みは参考となることは必須である。そのため、県教育委員会主催の「帰国・外国人児童生徒の日本語指導担当者連絡協議会」等に積極的に参加していただき、情報交換をお願いしたい。

